

複写サービスに関する契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、複写サービスについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に別表1に掲げるフルカラー複合機（以下「複合機」という。）により複写サービスを提供し、甲は、受けるものとする。

2 乙は、甲が複合機を使用するに当たり、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行うものとする。

（賃貸借期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、契約期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（複写サービス料）

第3条 複写サービス料（消費税及び地方消費税の額を除く。）は各月ごとにその月の複写枚数（以下「月間複写枚数」という。）に応じて、別表2により計算した額（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。）とする。

2 乙が複合機の点検のと調整のためにした複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良複写に係る枚数は、月間複写枚数から除くものとする。

（納入に係る費用）

第4条 複写機の納入に必要な運送費及び組立配線費は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（複写料等の請求及び支払）

第6条 乙は、毎月末日において甲の確認を受けた月間複写枚数により算出した当該月に係る複写サービス料並びに消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数

があるときは、その端数は切り捨てるものとする。(以下これらを「複写料等」という。)を記載した請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に複写料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に複写サービス料等を支払わない場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(複合機等の保守)

第7条 乙は、甲が複合機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術社員を別表1に定める設置場所(以下「設置場所」という。)に技術社員を派遣して点検及び調整を行うものとする。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の修理は、乙の営業時間内に行うものとする。ただし、甲にやむを得ない事情がある場合にあっては、この限りではない。

4 乙は、甲が複合機を常時正常な状態で行うために必要な消耗品(乙の指定する販売消耗品を除く。以下「消耗品」という。)の交換を行わなければならない。

(複合機の所有権等)

第8条 複合機の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもって複合機を管理するものとする。

2 甲は、複合機が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複合機の現状を変更するような行為及び消耗品を流用する行為をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、複合機の移動は、乙が実施するものとする。

(複合機の移転に要する費用)

第11条 乙は、甲の都合により複合機を設置場所から移転する必要が生じた場

合は、当該移転に要する費用を甲に請求できるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙又は乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、当該業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 天災その他の不可抗力の原因により複合機が使用不能になった場合には甲乙協議の上、この契約を解除することができるものとする。

3 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

4 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

5 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

6 甲は、前5項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(消耗品の返還)

第16条 甲は、契約期間の満了又は前条の規定による解除によりこの契約が終了したときは、消耗品を速やかに返還しなければならない。

(保険)

第17条 乙は、自己の費用で複合機を動産総合保険に付するものとする。

(損害補償)

第18条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は動産保険により補償された損害については、甲に請求しないものとする。

(契約に係る費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年〇月〇日

甲 宮 崎 県
宮崎県水産試験場 西府 稔也 印

乙 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇
代表者 職 氏 名 .

別表1 機械及び設置場所

機 種	型 式	設置場所
フルカラー複合機		宮崎県水産試験場（管理課事務室）

別表2 複写サービス料金

機 種	月間基本複写サービス料金	複写サービス料金		
		モード	複写サービス数量	単 価
フルカラー複合機	月間基本複写サービス数量7,000枚を含む 円	モノクロ	月間基本複写サービス数量を超える 7,001枚～ 枚	円
		フルカラー	1枚につき	円

(注)

- 1 月間複写サービス数量は、別表1記載の機械のメーターにより算出された月間複写枚数より契約書第3条第2項の規定により点検及び不良複写に係る複写枚数を除いた数量とする。
- 2 1により算出された数量におけるモノクロの総数量が月間基本複写サービス数量7,000枚に満たない場合は、月間基本複写サービス料金及びフルカラー料金を支払うこととする。
- 3 保守料金、トナー等消耗品（ステープル針は除く）は、複写サービス料金に含むものとする。